

議案第 22 号

三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町介護保険条例（平成 12 年 3 月三宅町条例第 28 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町介護保険条例の一部を改正する条例

三宅町介護保険条例（平成１２年３月三宅町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「平成３０年度」を「平成３１年度」に、「３０，３００円」を「２５，２００円」に改める。

同条第２項の次に次の２項を加える。

３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成３１年度から平成３２年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２５，２００円」とあるのは、「４２，０００円」と読み替えるものとする。

４ 第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成３１年度から平成３２年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２５，２００円」とあるのは、「４８，８００円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 改正後の三宅町介護保険条例第２条の規定は、平成３１年度分の保険料から適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

三宅町介護保険条例(平成12年条例第28号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（保険料率） 第2条 略 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,200円とする。</u> 3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,200円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,200円」とあるのは、「48,800円」と読み替えるものとする。</u>	（保険料率） 第2条 略 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,300円とする。</u>